

NO	ページ	頂いたご意見	町の対応
全体			
1	全体	<p>公共施設課の「葉山町公共施設等総合管理計画」策定作業と密接に連動し、関連、不可分策定作業をして下さい。</p>	<p>頂きましたご意見は、所管する課と協議する等、今後の業務のご参考とさせていただきます。</p>
2	全体	<p>「ごみ処理基本計画(素案)」は「現状と課題」を分析し、それに基づいて「基本計画」「処理計画」を立てており、構想と言う面では立派なものであるが、最大の疑問点は事業資金について殆ど触れておらず、資金計画が立てられていない点である。</p> <p>従って、この「基本計画」は「構想」であって「計画」とは言えないと思う。</p> <p>環境省の規定では、「ごみ処理基本計画」には資金計画を入れなくても良いとのことだが、税金を納めている葉山町町民にとっては、税金がどのように使われているのかを知りたいのであり、その為には資金計画が絶対に必要である。</p> <p>「検討中」という言葉があちこちに使われているが、パブコメを求める時点では、例え概算であっても構想の実現の為には、概ねこの程度の資金が必要だという金額を提示するのが、納税者に対する礼儀ではないだろうか。</p> <p>20年前の公共下水道事業計画において、町民に対して資金計画の丁寧な説明も無しに町の独断で進め、決定後に当町の規模を遥かに上回る事業資金にまで膨れ上がり、町民と町が最高裁までも争うという不幸な事態に陥ったこと、そして今もその借金で苦しんでいることを忘れてはならない。</p> <p>民間事業の場合でも、資金計画の伴わない事業計画はあり得ない。</p> <p>監督官庁の要求を満たしていれば良いというスタンスではなく、あくまでも町民に対しての事業計画の説明であり、その為には資金計画を伴ったものにするべきだと思う。</p>	<p>逗子市との共同処理における燃えるごみ、容器包装プラスチック、植木剪定枝、し尿の処理や処理数量及びその開始時期、葉山町クリーンセンターの解体・再整備に掛かる費用、鎌倉市・逗子市との広域処理など、詳細まで確定していないものが多く、現時点において資金計画を立てることは非常に困難となっています。</p> <p>従いまして、本計画(素案)におきましては、基本計画としての位置付け上、処理や施設整備など全般的に低コスト化の考えを盛り込むことにとどめております。</p> <p>なお、広域処理や施設解体・整備に関して、具体的な内容等が固まり次第、事業計画を策定することとなりますが、その際には、頂きましたご意見のとおり資金計画も盛り込んだ事業計画をお示ししたいと考えております。</p>

NO	ページ	頂いたご意見	町の対応
第1章 計画の基本的事項			
3	1	<p>基本計画位置付けについては、「廃棄物処理法」第6条1項云々の説明から始まっています。</p> <p>しかし、「廃棄物処理法」の冒頭部分を見ると、先に (国民の責務) 第二条の四 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。</p> <p>の条項があつて、その後 (国及び地方公共団体の責務) 第四条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。となっています。</p> <p>これは、「ごみ」の始末、あるいは「ごみ」を出さない努力についての第一義的な責任は排出者(住民)にあることを指摘しているのではないのでしょうか。従つて、この理念を、先ずは『ごみ処理基本計画』の冒頭に記載し、住民に覚悟を悟らせるべきではないかと提案するものです。</p> <p>文章的に、行政側から覚悟を問うことが難しければ、国の基本法の解説という形でも結構だと思います。</p> <p>「ごみ」に関しては、住民サービスの一環として、その多くを行政の責任で処理をするという傾向にあります。が、“行政が決めたルールに従つて住民が協力しなければならない”という姿勢も、基本計画に記述しても良いのではないかと考えます。</p>	<p>今回の計画改訂に当たっては、町民の方々にごみの資源化や減量化の取組みにご協力頂けるよう、町のごみ処理行政の現状や目指す方向性を出来るだけ解りやすく策定させて頂きました。ご意見につきましては、今後の広報や説明会などで参考にさせて頂きたいと考えます。</p>
4	2	<p>計画期間を平成29年度から平成36年度までとすること。</p>	<p>平成28年9月より環境省から通知されております「ごみ処理基本計画策定指針」におきまして「一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を概ね10年から15年先において、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切である。」とあるため、平成29年度から平成38年度までの10年間で策定しております。</p>

NO	ページ	頂いたご意見	町の対応
第2章 ごみ処理及び資源化の現状と課題			
5	14, 36	<p>リユースモデルのくるくる市は一定の定着と成果をあげている。これをさらに発展させ、「リサイクルセンター(リユースセンター)」の設置を検討されてはどうか。折しも、逗子市・鎌倉市との広域化処理が始まろうとしている。葉山町単独でのリサイクルセンターの設置は難しいとしても、複数自治体が協力して進めれば、現実性を帯びてくるのではないか。たとえば、南郷の上ノ山公園内に設置するのはどうか。</p>	<p>町内のリユースを促進する目的で実施しているくるくる市は、参加者も増加傾向にあるとともに、参加した町民の方々から大変ご好評を頂いております。このことから、リユース促進に関しては本事業を継続する考えです。従いまして、現時点においては、「リサイクルセンター(リユースセンター)」の設置は考えておりません、また、基本方針3に基づき施設等の整備に関しては十分な調査研究を重ね慎重に検討を進める考えです。</p>
6	15, 17 18, 20 38	<p>P15(表2-3-1)収集・運搬の現状、「燃やすごみ」「容器包装プラスチック」「プラスチックごみ」および「草木類」が直営。P17の4. 処理費の現状(表2-4-2)で直営である故の人員費の割合が多いこと(P18)。P20(6)処理費の削減で、高額処理を脱するに至っていない(収集運搬費は減っていない)原因のひとつである人員費を、「福祉サービスという付加価値」に転嫁しようとしている。</p> <p>戸別収集および植木剪定枝の直営は、戸別収集のノウハウを獲得するまでの試行段階ではやむを得なかったのかもしれない。しかし、もはや福祉目的(P20(6)、P38(4))は苦しい言い訳をしている)も含めてサービスの質を落とさずに外部委託にすることは可能なはずである。全面とは言わずとも、徐々に委託比率を高めていけば、ごみ処理削減に資することは明らかである。町は町職員の身分保障より、町民の利益を優先すべきではないか。</p>	<p>戸別収集3品目及び植木剪定枝の収集については直営収集を実施しており、人員費が大きな割合を占めております。しかしながら、戸別収集を始めてから職員と町民のコミュニケーションが増え、多くの町民の方々から安心も含め、ご好評を頂いている現状もございます。このようなことからごみ処理費の削減をすることだけが、町民の利益ではないと考えております。</p> <p>ただし、業務効率を上げ、処理費の削減につなげる努力は積極的に取り組むべきものと考えており、直接的な経費の削減に繋がらなくとも、ごみ処理事業のみならず他分野で実施しているサービスとの連携によって多様性を持たせることにより、結果として経費削減、町民の利益に繋がるものと考えております。</p>

NO	ページ	頂いたご意見	町の対応
第4章 ごみ処理基本計画			
7	24	<p>目標数値は、全体の数値（％）を示しています。 しかし、一般町民の見方からすれば、事業者のごみ排出に比べ、個々の家庭からの排出は、少量という意識があり、また排出違反に対する罰則や注意も甘いことから、『ごみ排出者の当事者意識』を感じることなく排出しているのではないかと考えられます。（クリーンセンターに集まったごみの量をみれば、「こんなにたくさん！」と意識も変わるでしょう。） なので、住民に排出物減量を意識してもらうには、全体目標を示すのではなく、「一人当たりの排出量」目標を提示することの方が理解されやすいと考えられます。（4頁に記載されている国の数値のようなものです） 私も以前、「ごみ量排出モニター」に応募し、『標準袋』に燃やすごみをなんとか収めるよう工夫した経験がありますが、そのような具体的な排出の目安が目前にないと、意識だけではなかなかごみ減量の実行は伴いません。</p>	<p>広報や説明会などで町民に分かりやすくごみの量を伝えるための所謂「ものさし」につきましては、日々試行錯誤をしているところですが、頂きましたご意見を参考に、本計画（素案）において主に資源化・減量化を進めることとしている「生ごみ」「ミックスペーパー」に対しまして、「第2章ごみ処理及び資源化の現状と課題」内の「ごみの性状」におきまして、町民がイメージしやすいような「ものさし」を加筆させていただきます。</p>
8	24	<p>家庭系燃やすごみの分別促進は勿論だが、事業系燃やすごみの中にも相当割合のミックスペーパーが混入している。しかし、ミックスペーパーに該当する紙でも、帳票・請求書など企業・顧客情報が多く含まれているであろう。シュレッダーにかけられたものはミックスペーパーに分別できない。したがって、事業者はミックスペーパーを資源分別しにくい。これを改善するため、事業系を含めたミックスペーパーを戸別収集とすることによって、情報流出を防げるのではないかと。特に少量排出事業所については仕組みの改善を求めたい。</p>	<p>「廃棄物の清掃及び処理に関する法律」第3条において「（事業者の責務）事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」とされており、事業系廃棄物に関して町で収集しておりません。事業系のミックスペーパーに関しても同様です。 少量排出事業者に関しては、27P.「⑥少量排出事業所制度の見直し」にありますように、見直しを実施します。 なお、シュレッダーにかけられたミックスペーパーについても近年資源化が可能となっているとともに、機密文書を取扱う資源回収事業者も存在します。</p>

NO	ページ	頂いたご意見	町の対応
10	36	<p>この有料化検討については理解できにくい内容でした。 当町の無料収集に対し、「全国的に見ても…広域連携を実施する鎌倉市や逗子市に…」と、他の自治体の状況を以って当町も同調すべきであるという論の展開に思われました。 葉山住民が納得する説明やデータを示して論じられるべきです。「右に倣え！」の号令は、説明とはなりません。 とはいえ、現在のような、出す量の制限もなく、レジ袋をゴミ袋に使っているなどの出し方には多くの問題があります。排出量を抑えるには、定量ゴミ袋までは無料だが、多くごみを出せば負担生じるというやり方とか、中身がもっとはっきりと見える指定のゴミ袋の導入などが必要ではないかと思えます。こうした観点からの、ゴミ袋の有料化の議論であれば、町民も意見を言えますし、理解も得られるのではないのでしょうか。</p>	<p>有料化の検討に関しまして、決して他自治体に同調すべきというものではありません。しかし一般廃棄物審議会より、逗子市との広域処理に伴い、逗子市における有料化実施を踏まえると、葉山町のごみの減量化に向けた姿勢としても有料化への検討は行うべきである、との答申を受けております。ただし、これはあくまでも検討であり実施ではありません。また、その検討の際にも生ごみ自家処理容器普及率の高い葉山町の特性を活かした制度の研究を進めていきます。</p>
第5章 適正処理計画			
9	38	<p>〔素案：第2章6ごみ処理に関する課題（4）収集方式の改善〕（20頁）には、「ごみの戸別収集及び資源ステーションによる資源物の拠点回収へと収集方式の変更を行いました。このことにより、ごみ量の減少及びリサイクル率向上に対して一定の成果が見られました。（中略）…現行の方式での排出が困難となる町民の増加も懸念されます。このことから、十分な調査、研究にあわせ町内会や自治会との協働等も視野に入れた、様々な方々が、安心して生活できる収集方式の検討を進める必要があります。」との分析が載っています。</p> <p>しかし、将来の姿を述べている〔素案：第5章適正処理計画1.分別収集運搬計画 収集運搬の方法〕（38頁）の記載には、「資源物収集方式は既存の方法を継続するとしている」とあるだけで、新たな具体的向上策については何も触れていません。</p> <p>このような印象は、「第4章ごみ処理基本計画」、「第5章適正処理計画」の記述全体について感じることでした。目標数値を決めたならば、それに近づく、具体性の記述も合わせて欲しいということでしょうか。</p> <p>あまり細かい具体策を書くのはどうかとの意見もあるでしょう。しかし、〔素案：ミックスペーパーの分別促進〕（25頁）には、メモ用紙や商品タグまでもミックスペーパーとして集めようという提案も載っている本案です。</p> <p>この基本計画を読んだ町民が、資源回収のために何かをする気になった、そんな刺激が得られる内容でまとめて欲しいと感じました。</p>	<p>本計画（素案）の期限である平成38年に向け、人口の減少とともに人口構成のうち、後期高齢者人口が大幅に増加していく予測がなされ、将来、ごみの排出が困難となる世帯が増加することも懸念されています。そこで、こうした世帯が安心して地域で生活ができる仕組みを検討していかなければならないと考えております。このことから、本計画（素案）の期間中に十分な調査研究を実施するとともに、町の現状やニーズにあった収集施策の構築を目指すものと記載させて頂いております。</p>

NO	ページ	頂いたご意見	町の対応
11	39, 41	<p>ごみ処理の広域化については、平成10年の「横須賀三浦ブロックごみ処理広域連合」、「4市1町/2市1町ごみ処理広域化」それぞれの解散、離脱を経て、やっと「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会」の設置の運びとなった。願わくは、なるべく各自治体の自主性を損なわず、連携の趣旨で推進してもらいたい。間違っても「一部事務組合」への委譲はせず、面倒でも各自治体同士の検討・協議で物事を進めてもらいたい。国の補助金は魅力があるが、「靴に合わせて足を切る」ようであってはならない。</p>	<p>頂きましたご意見は、関係機関と協議する等、今後の業務のご参考とさせていただきます。</p>
12	41	<p>いずれ、外部委託の最終処分場に頼っていくことに行き詰まりをみせるのではないかと。もしくは、法外なコストをかけなければ処理が立ちゆかなくなる時期がくるように思える。 処分量削減は当然であるが、一方、町内に自前の最終処分場を設けることも検討しておいた方がいいのではないかと。</p>	<p>環境省が発表しております「一般廃棄物の排出及び処理状況等（平成26年度）について」において、自治体・民間問わず最終処分場の残余年数は20.1年となっています。このことから処分量の削減は至上命題と言え、「ゼロ・ウェイスト」の達成に向けごみの減量・資源化に努めて参ります。 また基本方針3に基づき、施設等の整備に関しては十分な調査研究を重ね慎重に検討を進める考えです。</p>